

「みえ森と緑の県民税」プロモーション動画制作委託業務 仕様書

1 業務の目的

三重県では、平成26年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、災害に強い森林づくりを進めるため、山崩れや洪水など災害発生リスクを軽減するような森林整備を進める施策と、そのような森林づくりを県民全体で支える社会をつくるための施策を進めてきた。

また、本県民税による事業成果や事業効果の周知活動を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について県民の理解を深めていく必要があることから、これまでもチラシやポスター、啓発物品等を活用した普及啓発に取り組んできた。

しかし、県民を対象としたアンケート調査において、本県民税の認知度は25%程度にとどまり、十分とは言い難い状況が続いているため、新たな手法を用いて幅広い県民を対象に普及啓発に取り組む必要がある。

よって、業務では、新たにプロモーション動画を制作し、効果的な媒体を活用した広告配信を行うことで、広く県民に本県民税の周知をすることを目的とする。

2 契約期間

契約日から令和4年3月15日（火）まで

3 業務内容

(1) プロモーション動画制作

ア 概要

- ・「1 業務の目的」に沿った動画であるとともに、高い広告効果が期待できる内容であること。
- ・みえ森と緑の県民税の周知を目的に、県民の方へ本県民税の趣旨や事業成果及び事業効果の周知を通じて、森林の持つ公益的機能や木材利用の意義について理解を深める内容であること、且つ印象に残りやすい内容であること。

イ 制作本数、動画再生時間

- ・動画は、2～3分程度のものを1本以上、15秒程度のものを2本以上制作すること。

ウ 言語・音響

- ・動画で言語を使用する場合は、日本語を必須とすること。

- ・ BGM 等用の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
なお、著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払いを含めた一切の手続等を受託者の負担により行うこと。

エ 配信

- ・ 制作した動画を県内に広く周知するため、効果的なシネアド、テレビ放送（地上デジタル放送）等を提案し放送すること。（パブリシティは除く）

オ その他

- ・ 動画制作にあたっては、新規撮影を原則とすること。
- ・ 撮影期間中に撮影困難なシーン（イベント関連映像等）が必要な場合は、三重県と協議のうえ受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とする。
なお、借用映像等を使用する際の費用を含めた一切の手続き等は受託者の負担により行うこと。
- ・ イラストの使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。
- ・ 制作する動画は、事業終了後に三重県が再編集等を行い、今後のプロモーションに向けて二次的利用が可能なものにすること。
- ・ 制作する動画は、ウェブページや YouTube、Facebook、Instagram などの動画共有サービスのほか、映画館及びテレビ（地上デジタル放送）で再生可能なサイズ及びファイル形式とすること。
- ・ フル HD 以上の解像度の動画を制作すること。
- ・ 使用したコンテンツの位置情報について、動画の一部に表示することで、そのコンテンツが三重県のどこで撮影されたものか視聴者にわかるよう制作すること。
- ・ 撮影のために許可申請等が必要になる場合には、原則、受託者が手続きを行うこと。
三重県が今後のプロモーションで使用することを目的として、動画制作の各取材先において静止画を撮影、提供すること。

(2) その他

- ・ 事業実施に当たっては、提案事項をもとに事業の内容・詳細を三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・ 仕様書に記載のない事項は、三重県と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・ 作業の方針、内容等につき疑義が生じた場合は、その都度三重県と協議のうえ対応すること。
- ・ 動画制作にかかる企画、構成、撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費（交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各

種データ費等)は、全て当初の契約金額に含むこと。

4 成果品等の提出

本業務終了後、履行期限までに事業実績にかかる業務完了報告書1部を提出すること。報告書とは別に、制作した動画及び静止画をDVD等の電子媒体に収録して、提出すること。

(1) 業務完了報告書記載事項

ア プロモーション動画制作の概要

- ・動画制作の内容等
- ・制作した動画・静止画の内容等

イ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納入期限 令和4年3月15日(火)

(3) 提出先 三重県農林水産部みどり共生推進課

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、三重県がその不適合を知った時から1年間とします。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとします。

7 その他

(1) 委託業務の条件

委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を三重県と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとします。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合があります。

本業務の進捗及び事業費執行の状況について、業務監督職員の求めがあった場合には、速やかに経過報告書を提出するものとします。

(2) 業務遂行

本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は業務監督職員と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとします。また、調査・分析・検討についても同様とし、必要に応じて現地調査・文献調査・アンケート・ヒアリング等を実施するものとします。作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに

業務監督職員と協議のうえ、対処するものとします。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に三重県の承認を受け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合があります。

(4) 資料等の作成

業務完了報告書等本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント、WORD、EXCEL 形式など、三重県において二次利用可能な形式にて作成するものとします。

(5) 遵守すべき法令等

ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。

イ 受託者は、個人情報保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(6) 著作権

ア 本事業により制作された制作物及びそれに付随する一切の資料の著作権は、三重県に帰属するものとする。

イ 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。

ウ 前項の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品等の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。

エ 成果品等のうち、上記イの規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県が成果品等を自ら利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法

に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。) できるものとする。

オ 成果品のうち、上記イの規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。

カ 三重県は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品等を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

キ 受託者は、上記イ又はウに基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

ク 前項の著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

ケ 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

コ 受託者が受託者の営業のために成果品等を使用し、又は改変する場合には、書面により三重県に届けるものとし、三重県は三重県の業務に支障のない限りこれを許諾するものとする。

サ 三重県に引き渡された成果品等の全部又は一部につき、三重県が当該成果品等を自ら利用するに当たり、第三者から著作権、工業所有権等（以下総称し「知的財産権」という。）を侵害するものであるとして三重県に対して何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」という。）がなされ、三重県から受託者へ処理の要請があった場合、受託者は三重県に代わって当該第三者との紛争を処理するものとする。その際、受託者は、当該第三者に対する損害賠償金の支払いを含む紛争処理費用を負担するものとする。なお、この場合、三重県は当該第三者との紛争を受託者が処理するために必要な権限を受託者に委任するとともに、必要な協力を受託者に行うものとする。

シ 前項において成果品の全部又は一部が第三者の知的財産権を侵害するものであると判断される場合、三重県・受託者協議のうえ、受託者は次の各号のいずれかの措置をとるものとする。

（ア） 成果品を侵害のないものに改変すること。

（イ） 三重県が成果品を利用することが可能となるよう、当該第三者の許諾を得ること。

ス 前 2 項の規定は、本契約の終了又は解除後も適用する。

(7) 留意事項

ア 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(ア) 断固として不当介入を拒否すること。

(イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(ウ) 委託者に報告すること。

(エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

イ 委託者は、受託者がアの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

ウ 受託者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

以上